令和７年度 CLTを活用した建築物への主な支援制度

各制度の概要は内閣官房ホームページ
（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/shien.html）

ＣＬＴ等木材利用への支援（幅広い用途で活用可能）

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
【R6補正】 ＪＡＳ構造材の利用等	ＪＡＳ構造材実証支援事業	建設業者	調整中	農林水産省 林野庁	（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
【R6補正】 先駆性・普及性のあるＣＬＴ活用	ＣＬＴを活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成：３／１０以内 （特に普及性や先駆性が高いもの：１／２以内）		（公財）日本住宅・木材技術センター 03-5653-7662
先駆性・普及性のあるＣＬＴ活用	ＣＬＴを活用した建築物等実証事業	調整中	調整中		調整中
非住宅・中高層建築物等への木質建築資材の利用	都市における木材需要の拡大事業	調整中	調整中		調整中
木造化の普及に資する優良な木造建築や先導的な設計・施工技術が導入される木造建築	優良木造建築物等整備推進事業	地方公共団体、民間等	①普及枠 調査・設計費の１／２以内、建設工事費の７％（または掛増し分の１／３）以内（上限２億円） ②先導枠 調査・設計費の１／２以内、建設工事費の10％（または掛増し分の１／２）以内（上限３億円）	国土交通省 住宅局	（一社）木を活かす建築推進協議会 03-6262-8220
【R6補正】ＺＥＢ化に資する設備	建築物等のＺＥＢ化・省ＣＯ２化普及加速事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の２／３以内 （建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質材料を用いる事業について優先採択枠を設定）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161
ＺＥＢ化に資する設備	建築物等のＺＥＢ化・省ＣＯ２化普及加速事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の２／３以内 （建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質材料を用いる事業について優先採択枠を設定）		調整中

用途ごとの支援制度（ＣＬＴ建築物にも活用可能）

施設の用途	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
公共建築物	林業・木材産業循環成長対策交付金（うち木造公共建築物等の整備）	地方公共団体、民間事業者等	木造化：建築工事費の15％以内（CLT等先進的技術を活用するもの１／２以内）	農林水産省 林野庁	各都道府県林務部局
【R6補正】 公共建築物	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金（うち木造公共建築物等の整備）	地方公共団体、民間事業者等	木造化：建築工事費の15％以内（CLT等先進的技術を活用するもの１／２以内）		各都道府県林務部局
公立小中学校等	公立学校施設整備費負担金	地方公共団体	新増築：原則１／２	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課　03-6734-2000
	学校施設環境改善交付金		改築、改修：原則１／３		
公立幼稚園			新増築、改築、改修：原則１／３		
私立大学等 専修学校	私立学校施設整備費補助金	学校法人等	私立大学等：１／２以内 専修学校：１／２以内　等		大学・高等学校等： 私学助成課 03-6734-2774 専修学校： 生涯学習推進課　03-6734-3280
私立高等学校等			私立高等学校等：１／３以内　等		
国立大学等	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等	定額		大臣官房文教施設企画・防災部 計画課　03-6734-2300
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	学校法人	１／３以内等		初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714
保育所、認定こども園等	就学前教育・保育施設整備交付金	地方公共団体（認定こども園の教育部分及び小規模保育事業所に限る）、社会福祉法人等	（公立）１／３ （私立）１／２（「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けているなど要件を満たせば２／３） ※補助率は個別のメニュー等により異なる。	こども家庭庁	成育局参事官（事業調整担当）付 調整係　03-6863-0286
介護施設	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地方公共団体、民間事業者等	定額（施設種別により異なる） 地域密着型特別養護老人ホーム:１床当たり200～553万円、認知症高齢者グループホーム:１施設当たり1,500～4,150万円の範囲で都道府県が定める額	厚生労働省	各都道府県介護保険部局
病院、医療施設	地域医療介護総合確保基金（医療分）	地方公共団体、医療法人等	都道府県において施設整備の補助率を決定		各都道府県医療担当部局
障害福祉施設等 （原則として公立施設を除く）	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等	国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４等		障害福祉施設：障害福祉課　03-3595-2528 保護施設：社会・援護局保護課　03-3595-2613 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設：社会・援護局地域福祉課女性支援室　03-6812-7851